



発行日 2023.3.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所
代表 瀬良孝司

寒い中にも、梅も咲き始めて、春を感じる季節となりました。プロ野球もオープン戦が行われ、Jリーグも始まりました。今年には声を出しての応援もいよいよですね。マスクも今月中旬から自己判断のようです。まだ、いくつかの制約がありますが、徐々に、コロナ禍前のいつもの生活に戻りつつありますね。

3月号をお届けさせていただきます。今年度の保険料率の変更等、ご参照ください。



カンヒザクラ【那覇市与儀公園】2023.2.10 撮影

【INDEX】

- 健康保険に関する最新情報
令和5年度健康保険の保険料について 1
- 雇用保険に関する最新情報
令和5年度雇用保険料率について 2
- 年金に関する最新情報
オンライン事業所年金情報サービスについて (2023.1開始) 2
- 特集
インボイス制度(適格請求書等保存方式)について 3
- 日経新聞拾い読み
首相「失業給付見直す」 4
- PRIVATE
沖縄キャンプ 4
入笠山

■ 健康保険に関する最新情報

令和5年度健康保険の保険料率について

■ 令和5年度協会けんぽの保険料率

令和5年度協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)から次のとおり変更されます。

	4年度	5年度	
愛知県	9.93	10.01	↑
岐阜県	9.82	9.80	↓
三重県	9.91	9.81	↓
東京都	9.81	10.00	↑

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率 1.82%が加わります。(1.64%⇒1.82%の引き上げ)

■ 健康保険の保険料率について

健康保険の保険料率は、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と加入者給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すことになっており、各年度の特定保険料率及び基本保険料率については次の算式により得た率を基準として、定めることとなっています。

$$\text{特定保険料率} = \frac{\text{高齢者納付金、後期高齢者支援金の額} - \text{国庫補助金}}{\text{総報酬額の総額の見込み額}}$$

$$\text{基本保険料率} = \text{道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率}$$

■ 介護保険の保険料率について

介護保険の保険料率は、単年度で収支が均衡するよう、介護保険納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で定められています。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するように1.82%に引き上げられます。

【令和5年度の保険料負担の影響】

【年額】7,819円の負担増(71,242円⇒79,061円)

【月額】576円の負担増(5,248円⇒5,824円)

※標準報酬月額320,000円、賞与月額1.575とした場合

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込み}}$$

■雇用保険に関する最新情報

令和5年度雇用保険料率について

令和5年度の雇用保険料率が決定しましたのでご案内させていただきます。

■雇用令和5年度保険料率

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1000に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業および建設の事業は7/1000に変更)
- ・雇用保険二事業の保険料率は、引き続き3.5/1000です。(建設の事業は4.5/1000)

※新型コロナウイルス感染症に伴う、雇用調整助成金や休業支援金等の支出が大きく、財源である雇用安定資金(雇用保険料を積み立てたもの)が、底をついたことが、保険料の引き上げにつながったと考えられます。

■年度更新について

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算することになっています。事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することになります。

これを、「年度更新」といい、原則として例年6月1日から7月10日までの間にこの手続を行います。

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は、全額事業主負担、雇用保険分は、事業主と労働者双方で負担することになっています。

【令和5年度雇用保険料率】					
事業者の種類	負担者		事業の種類		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
令和4年10月～	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000
令和4年10月～	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000
令和4年10月～	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

■年金に関する最新情報

オンライン事業所年金情報サービスについて(2023.1～開始)

■オンライン事業所年金情報サービスとは

事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れます。利用するためにはGビズIDが必要となります。

- ※e-Gov電子申請サービスは、デジタル庁が運営し、国の行政機関に対する申請・届出等各種手続きをオンラインで行うことができるものです。
- ※「GビズID」とは、デジタル庁が運営する認証システムで、1つのアカウント(ID・パスワード)で複数の行政手続きが可能となるサービスです。

■サービスを利用するメリットについて

- 📄 **紙の通知書よりも早く受け取り、確認が可能**
納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できるなど、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。
- 📅 **定期的に受け取りが可能**
一度申し込みをすれば、定期的に送られてきます。これまでのように随時、電話等で連絡する必要がありません。
- 💻 **データの活用が可能**
電子データで受け取れるため、社内システムに取り込み、自社で保有するデータと突合を行う等、業務の効率化を図ることができます。



■電子データで受け取れる各種情報・通知書

○社会保険料額情報

月末に納付する社会保険料の見込み額。納入告知書が届く前に確認できます。

○保険料増減内訳書

資格取得届等の提出によって、前月と当月の社会保険料に増減が生じた場合、増減となった被保険者の情報が確認できます。

○基本保険料算出内訳書

9月分の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数が確認できます。(毎年10月のみ作成)

○被保険者データ

- ・事業所に関する情報
事業所整理”・事業所番号・名称など
- ・被保険者に関する情報
被保険者整理番号・被保険者氏名・被保険者生年月日・基礎年金番号・従前の標準報酬月額・従前の改定年月・70歳以上被用者該当有無・二以上勤務該当有無など

○決定通知書等

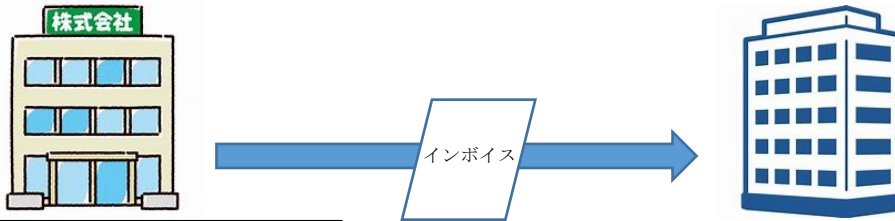
- ・標準賞与額決定通知書
- ・70歳以上被用者標準報酬月額改定不該当通知書
- ・被保険者標準報酬月額改定不該当通知書
- ・資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・資格喪失確認通知書
- ・被保険者標準報酬決定通知書
- 他

インボイス制度(適格請求書等保存方式)について

インボイス制度が、本年10月1日から開始されることをご存知のことと存じますが、今回は基本的なことについて、ご案内させていただきます。制度開始前に必要な準備は、請求書フォーマットやシステムの変更だけでなく、課税事業者は、登録申請などの準備も必要となります。ご参照ください。

■インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

令和5年10月から、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります(登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。)、税務署長は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登載し、登録を行います



売手(インボイス発行事業者)
事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります、課税事業者として消費税の申告が必要

買手(課税事業者)
仕入れ税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存

■仕入れ税額控除について

👉納税する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入や経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が仕入税額控除 → インボイスの保存が必要
インボイスがなければ仕入税額控除ができない

(例)

【インボイス発行事業者の登録をしない場合】

登録をしないと売上先にインボイスを交付できない。売上先はインボイスがなければ、仕入税額控除ができない。

売上税額1,300円 - 仕入税額0円 = 納付税額1,300円

【インボイス発行事業者の登録をした場合】

売上税額1,300円 - 仕入税額1,000円 = 納付税額300円

■簡易課税制度を選択した場合

一定の場合、簡易課税制度を適用することができます。事務負担の軽減を図ることができ、消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存が不要。

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入や経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

↓
売上げの消費税額×みなし仕入れ率

(例) 製造業

【ステップ1】

1000円 × 70% = 700円

(売上税率) (みなし仕入れ率) (仕入税額)

【ステップ2】

1000円 - 700円 = 300円

(売上税率) (仕入税額) (納付税額)

【補足】

- ・簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の売上額が5000万円以下であることが必要です。
- ・消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です。
- ・登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

事業区分	該当する事業	みなし仕入れ率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業(飲食品)	80%
第三種	製造業、農林漁業(飲食品除く)	70%
第四種	その他事業(飲食店業等)	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業等	40%

■日経新聞拾い読み

首相「失業給付見直す」(2023.2.16)

自己都合「早め受給」視野に 転職しやすく

岸田文雄首相は15日に首相官邸で開いた「新しい資本主義実現会議」で、労働移動の円滑化に向けて「自己都合で離職した場合の失業給付のあり方を見直す」と表明した。自己都合でやめる場合は、解雇といった会社都合に比べて給付を受けられる条件が厳しい。制度の見直しで、転職などを進めやすい環境を整える。

自己都合で離職した場合、現行ではハローワークで求職を申し込んでから給付開始まで2~3カ月かかる。会社都合の場合より時間がかかり、こうした制限措置が必要かどうかを検討する。

求人や転職情報に関しては、ハローワークや民間人材会社で情報共有を進める方針も確認した。転職希望者へのキャリア相談に応じやすい態勢を整える狙いだ。首相は「ハローワークでのコンサルティング機能の強化を図る」と述べた。

職務内容を明確にした「ジョブ型雇用」の普及に向けては企業の実情にあわせた導入パターンを6月に示す考えだ。

失業給付(基本手当)は、定年、倒産、契約期間満了等によって離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、一日も早く再就職できるよう支給されるものです。ただし、現行制度では、離職理由により、支給の制限や給付日数の差があります。

自己都合で退職した場合、短期間で就職と離職を重ねることで繰り返し給付を受けることを防ぐため、原則として2か月間受給できない「給付制限」の措置が設けられているのです。

自己都合での離職に対して、給付制限をなくすことは、経済の活性化、成長分野や人材不足の業界への人材のスムーズな転職を促す狙いがあります。

これについては、大いに歓迎することではありますが、別の問題として、失業期間の長短によって、給付額が変わることも検討する必要があると考えます。(早く就職したことによって失業給付はなくなる。)本来、失業給付は失業者に対する生活の支援ではありますが、不公平感が残ります。このあたりもどのような対応をするのか、今回の狙いを実現させるための方法をさらに検討してほしいものです。

□PRIVATE

沖縄キャンプ

3年ぶりに25人の仲間(阪神タイガースファンの集まる店の仲間)と沖縄キャンプに行ってきました。2日はチーム内の紅白戦を観戦、1日は観光。カンヒザクラがきれいに咲いていました。半袖Tシャツで十分な気候です。

キャンプ地「宜野座球場」は連日1万人近いファンが詰めかけています。阪神に限らず、他の球団(沖縄で9球団)も本土から多くのファンが来ていて、沖縄の経済効果は大きいですね。それにしても、虎友であると同時に飲み友ですから、よく飲んできました。



入笠山(にゅうかさやま)

名古屋の山の会8人のメンバーで、スノーシューハイクに行ってきました。入笠山は長野県富士見駅から近い「富士見パノラマリゾート」から登ります。関東地方から近くて人気の山です。

レンタルの設備が良く、スノーシュー、スキー、スノーボード、ウェアまであって手ぶらで来られます。

名古屋からは、ちょっと日帰りは厳しいですが、天候にも恵まれて頂上から360度の展望は絶景でした。尻セードで遊んだり、おおいに楽しむことができました。



瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)